

# 4 用語集

	用 語	解 説
あ行	アンペイドワーク	無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。 内閣府（旧経済計画庁）では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲として、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を挙げています。
か行	家族経営協定	家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。
	間接差別	外見上は、性に中立的な規定、基準、慣行だが、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。
	苦情処理	国や地方公共団体が実施する法律、条例等に基づく制度や公費を投入する施策の在り方、これらの制度、施策の運用を含む業務運営の在り方について国民・住民からの苦情（不平・不満・提案等）を受け付け、簡易・迅速・柔軟な方法で処理することです。 男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされています。 国においては、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体においては、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつあります。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。 $\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\} 15\sim 49 \text{ 歳までの合計}$
	ゴール・アンド・タイム テーブル方式	積極的改善措置の手法の一つであり、数値などの達成すべき目標と達成までの期限を明らかにし、計画的に取り組む方法です。（→積極的改善措置）

	用 語	解 説
か行	国連婦人開発基金 (UNIFEM)	<p>開発途上国の女性に技術的、財政的援助を行い、自立を支援することを目的に、UNDP (国連開発計画) の下部機関として設置された国連機関。</p> <p>1976年、「国連婦人の十年のための基金」として設立され、その後1985年に「国連婦人開発基金」と名称が改められました。</p> <p>現在では、女性の権擁護、女性に対する暴力の撤廃、政策決定への女性の参加などを課題として活動しています。</p>
	国際婦人年	<p>1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」としました。</p>
	国連人口基金 (UNFPA)	<p>世界各国の人口政策を支援するために1969年に国連人口活動基金(United Nations Fund for Population Activities)として設立され、1987年に国連人口基金に名称変更しました (略称はUNFPAのまま)。現在は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと女性のエンパワーメントを主要な課題として活動しています。</p>
	国連特別総会 「女性2000年会議」	<p>第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。</p>
	国連婦人の十年	<p>1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。</p>
	国連婦人の地位委員会 (CSW : Commission on the Status of Women)	<p>経済社会理事会 (Economic and Social Council) の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。</p> <p>政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会 (第3委員会) に対して勧告を行います。</p>
	固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。</p> <p>「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。</p>
さ行	ジェンダーエンパワーメント指数 (GEM : Gender Empowerment Measure)	<p>女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できているかどうかを測るものです。</p> <p>HDI (人間開発指数、HDI : Human Development Index) が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。</p> <p>具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。</p>
	ジェンダー主流化	<p>1995年に北京で開催された第4回世界女性会議で強調されるようになった考え方で、すべての政策及び計画においてジェンダー視点を主流化することです。経済社会理事会は、以下のようにジェンダー主流化を定義しています。</p> <p>「すべての分野のすべてのレベルの法律、政策、施策を含め、すべての施行が女性と男性に及ぼす影響を評価する過程である。女性と男性が等しく便益を受け、不平等が持続しないよう、女性及び男性の関心と経験を政治、経済、社会すべての分野における政策や施策の計画、実施、監視及び評価の不可欠な要素とするための戦略である。最終目標は、ジェンダー平等を達成することである。」</p>

	用語	解説
さ行	ジェンダー・フォーカル・ポイント・ネットワーク (APEC女性問題担当者ネットワーク) (GFPPN: Gender Focal Point Network)	APECに加盟する国、地域、フォーラ (委員会等) に設置されている女性問題担当者 (ジェンダー・フォーカル・ポイント) のネットワーク。2002年に開催されたAPEC女性問題担当大臣会合での合意に基づき設置され、毎年会合が開催されています。APECの各フォーラやSOM (高級事務者会合) に対し、ジェンダーの問題に関する政策や実用的な助言を行っています。
	社会的性別 (ジェンダー) の視点	<p>1 人間は生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender) といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p> <p>「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。</p> <p>このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。</p> <p>2 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識であります。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではありません。</p>
	女子差別撤廃委員会 (CEDAW: Committee on the Elimination of Discrimination against Women)	女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置され、1982年4月に同委員会委員の第1回選出が行われました。 締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討することなどを主な機能としています。
	女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) (CEDAW: Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)	女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。2006年11月2日現在の締約国数は185カ国。日本は1980年に署名、1985年に批准しました。
	女子差別撤廃条約選択議定書	1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2007年6月15日現在の締約国数は88カ国。我が国は未批准です。
	女性センター (男女共同参画センター)	都道府県、市町村等が設置している女性のための総合施設です。 「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。 また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は様々です。 女性センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。 「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もあります。
	女性のエンパワーメント	女性が個人として、そして/あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

	用語	解説
さ行	女性の労働力率	労働力率とは、就業者と完全失業者の合計が15歳以上人口に占める割合のことです。女性の年齢階級別労働力率について、昭和50年からほぼ10年ごとの変化をみると、現在も依然としてM字カーブを描いているものの、ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきています。M字のボトムの変化するに注目すると、7年から17年の10年間で労働力率は9ポイントも上昇し、M字カーブの底は大きく上がり、台形に近づいてきています。この変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期間の短期化などによるものと考えられます。
	世界女性会議	1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年女性会議）は1975年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の十年」中間年世界会議）は1980年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議）は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。
	人身取引（トラフィッキング）	「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条（a）において、「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」と定義されています。
	セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）	「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。 また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。
	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

	用語	解説
た行	男女共同参画会議	<p>平成13年1月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つ。</p> <p>内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国务大臣12名と内閣総理大臣の任命する有識者12名により構成されています。所掌事務は、男女共同参画社会基本法第22条に以下のとおり掲げられています。</p> <p>(1)男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。</p> <p>(2)内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。</p> <p>(3)上記に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。</p> <p>(4)以下に掲げる事項を実施し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視</li> <li>・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査</li> </ul>
	男女共同参画基本計画	<p>「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、平成17年12月27日に第2次基本計画が閣議決定されています。</p> <p>また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。</p>
	男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>
	男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。</p>
	男女共同参画週間	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」が平成13年に設けられました。毎年6月23日から6月29日までの1週間です。</p> <p>この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。</p> <p>&lt;主な行事&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)男女共同参画社会づくりに向けての全国会議</li> <li>(2)男女共同参画社会づくり功労者表彰</li> <li>(3)女性のチャレンジ賞、チャレンジ支援賞・チャレンジ賞特別部門賞表彰</li> </ol>
	男女共同参画推進本部	<p>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月の閣議決定に基づき内閣に設置されました。</p> <p>本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。</p>
	男女共同参画推進連携会議	<p>男女共同参画推進連携会議は、男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図り、国民的な取組を推進するため、平成8年に発足しました。毎年2回程度全体会議を開催するとともに、広範な国民各界各層との情報・意見交換のための会（「聞く会」）を機動的に開催し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進しています。</p>
	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）	<p>(→配偶者からの暴力)</p>

	用 語	解 説
な行	内閣府男女共同参画局	平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置されました。 この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。 男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進しています。
	ナショナルマシーナリー (国内本部機構)	女性の地位向上に向けて総合的な施策を進めるための組織のこと。第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領には次のように定義されています。「女性の地位向上のための国内本部機構は、政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は、政府全体にわたって男女平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。」
	人間開発指数 (HDI : Human Development Index)	「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定した指数です。 具体的には、平均寿命、教育水準 (成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出します。
	農業委員	「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会である農業委員会の委員。公選制の下での選挙委員と、市町村長が選任する選任委員 (団体推薦、議会推薦) がいます。
	農村女性による起業活動	農村女性が主たる経営を担い、地域農産物等の販売 (朝市、直売所等)、地域農産物等を活用した加工 (漬物、味噌、菓子、ジャム、ハム、ソーセージ等) などを行う経済活動のこと。
は行	配偶者からの暴力	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」 (平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行) では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力 (身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。) 又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動 (以下「身体に対する暴力等」という。) をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。 なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。 ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。
	夫婦別氏 (姓) 制度	夫婦がそれぞれ異なる氏 (姓) を名乗る制度をいいます。 夫婦別氏制度には、(1)夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、(2)夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの (選択的夫婦別氏制度)、(3)夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを認めるもの (いわゆる例外的夫婦別氏制度) などがあります。 我が国の現行制度では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」 (民法第750条) と、夫婦同氏制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていません。
	北京宣言及び行動綱領	1995年に北京で開催された第4回世界女性会議 (北京会議) で採択された宣言及び行動綱領。行動綱領では、女性の地位向上、女性のエンパワーメントの視点から、緊急かつ優先的に行動を起こすべき問題を分析し、12の「重大問題領域」として取り上げ、これらの解決のため、政府、国際機関、民間部門、女性団体、メディア等の分野での最も重要な国際公約となっています。また、宣言は、北京会議に出席した各国政府による、世界の女性の地位向上とエンパワーメントを推進するための誓約 (コミットメント) ・決意等を記載したものです。行動綱領と合わせ採択されました。 (行動綱領における12の重大問題領域) A. 女性と貧困、B. 女性の教育と訓練、C. 女性と健康、D. 女性に対する暴力、E. 女性と武力紛争、F. 女性と経済、G. 権力及び意思決定における女性、H. 女性の地位向上のための制度的な仕組み、I. 女性の人権、J. 女性とメディア、K. 女性と環境、L. 女兒
	北京会議 (第4回世界女性会議)	1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議。190カ国 (EC (欧州共同体) を含む) 及びパレスチナ (オブザーバー) のほか、多くの国連機関、政府間機関が参加しました。また、2,000を超える非政府組織 (NGO) が認証され参加しました。日本の代表団としては、野坂浩賢内閣官房長官兼女性問題担当大臣を首席代表とし、代表顧問として民間代表4名、顧問議員団として国会議員23名が出席しました。北京行動綱領及び宣言を採択しました。
	ポジティブ・アクション	(→積極的改善措置)

	用語	解説
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）	<p>性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。</p> <p>また、性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされています。</p> <p>なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではありません。</p>
	ロールモデル	<p>将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。</p>
わ行	ワンストップ・サービス	<p>各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1箇所、あるいは1回の手続きで提供することをいいます。</p> <p>手続きについて、複数箇所、または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1箇所又は1回で関連する各種行政サービスを提供することにより、手続きに係る負担の軽減、利便性の飛躍的向上を図ることを目的としています。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）においても、「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできるように、女性のチャレンジを支援するために関連情報等のネットワーク化を図り、ワンストップで支援情報の提供を行うことのできる環境整備が必要であると提言しています。</p>